本号で公布された法令のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（法律第一号）（内閣官房）

一　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正関係

1　全俸給表の全俸給月額を改定することとした。（別表第一～別表第一一関係）

2　諸手当の改定

㈠　初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を改定すること等とした。（第一〇条の四関係）

㈡　勤勉手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の八五（特定管理職員にあっては一〇〇分の一〇五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の九〇）に引き上げること等とした。（法第一条の規定による改正後の第一九条の七及び附則第一一項関係）

㈢　勤勉手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の八〇（特定管理職員にあっては一〇〇分の一〇〇、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の八七・五）に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の八〇（特定管理職員にあっては一〇〇分の一〇〇、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の八七・五）に引き下げること等とした。（法第二条の規定による改正後の第一九条の七及び附則第一一項関係）

二　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正関係

1　始業及び終業の時刻について職員の申告を経て勤務時間を割り振ることができる職員の範囲を拡大することとした。（第六条第三項関係）

2　子の養育又は配偶者等の介護をする職員その他これに類する状況にある職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について職員の申告を経て週休日の特例を設け、及び勤務時間を割り振ることができるようにすることとした。（第六条第四項関係）

三　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正関係

1　全俸給表の全俸給月額を改定することとした。（第六条関係）

2　期末手当の改定

㈠　一二月期の支給割合を一〇〇分の一六〇に引き上げることとした。（法第四条の規定による改正後の第七条関係）

㈡　六月期の支給割合を一〇〇分の一五七・五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五七・五に引き下げることとした。（法第五条の規定による改正後の第七条関係）

四　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正関係

1　特定任期付職員に適用する俸給表の全俸給月額を改定することとした。（第七条関係）

2　期末手当の改定

㈠　一二月期の支給割合を一〇〇分の一六〇に引き上げることとした。（法第六条の規定による改正後の第八条関係）

㈡　六月期の支給割合を一〇〇分の一五七・五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五七・五に引き下げることとした。（法第七条の規定による改正後の第八条関係）

五　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、一の2㈢、二、三の2㈡及び四の2㈡は平成二八年四月一日から施行し、一の1、2㈠及び㈡、三の1及び2㈠並びに四の1及び2㈠は平成二七年四月一日から適用することとした。

◇特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第二号）（内閣官房）

1　俸給月額の改定

内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、内閣総理大臣は二〇一万円、国務大臣等は一四六万六、〇〇〇円、内閣法制局長官等は一四〇万八、〇〇〇円とする等の改定を行うこととした。（第三条、附則第三項及び別表第一～別表第三関係）

2　期末手当の改定

㈠　内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六七・五に引き上げることとした。（法第一条の規定による改正後の第七条の二関係）

㈡　内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一五〇に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六五に引き下げることとした。（法第二条の規定による改正後の第七条の二関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、2㈡は平成二八年四月一日から施行し、1及び2㈠は平成二七年四月一日から適用することとした。

◇国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（法律第三号）（国会）

1　平成二七年度の国会議員の秘書の給料月額を改定することとした。（第一条の規定による改正後の別表第一及び別表第二関係）

2　平成二八年度以後の国会議員の秘書の給料月額を改定することとした。（第二条の規定による改正後の別表第一及び別表第二関係）

3　平成二七年一二月期の勤勉手当の支給割合を改定することとした。（第一条の規定による改正後の第一五条関係）

4　平成二八年度以後の勤勉手当の支給割合を改定することとした。（第二条の規定による改正後の第一五条関係）

5　この法律は、公布の日から施行し、1及び3については、平成二七年四月一日から適用することとした。ただし、2及び4については、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法の一部を改正する法律（法律第四号）（総務省）

1　地方交付税の総額の特例

㈠　地方財政の状況等に鑑み、平成二五年度の当初予算及び補正予算で地方交付税の総額に加算し、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成二六年度に繰り越した震災復興特別交付税のうち、同年度の決算において不用となった一、四八二億八、三六九万八、〇〇〇円を減額することとした。（地方交付税法附則第四条関係）

㈡　補正予算により増額された平成二七年度分の地方交付税について、当該額の一部を同年度内に交付しないで、平成二八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとした。（改正法附則第二項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（法律第五号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行うこととした。（第一五条及び別表関係）

2　報酬月額の改定は、平成二七年四月一日に遡って行うこととした。

◇検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（法律第六号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行うこととした。（第九条及び別表関係）

2　俸給月額の改定は、平成二七年四月一日に遡って行うこととした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（法律第七号）（防衛省）

1　自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定することとした。（別表第一、別表第二、第二四条の二第二項、第二五条第二項及び第二五条の二第二項関係）

2　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される一二月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一六〇に引き上げることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）